（一財）八尾市人権協会人権活動支援事業要綱

（１）趣旨

八尾市人権協会（以下、「当協会」という）は、これまで被差別・社会的マイノリティに対する偏見や差別、社会的排除をはじめとする人権問題の解決に取り組む非営利団体とネットワークを築くべく取り組んできました。この蓄積を活かしよりネットワークの強化および広がりをはかるため、非営利を目的にあらゆる人権課題に取り組む団体の活動を支援する助成事業です。本支援事業を通じて、被差別・社会的マイノリティの団体や支援団体が、その問題を社会に発信するとともに、無理解や偏見が減少し、理解と連帯が広がり、被差別・社会的マイノリティが安心して暮らせる地域や社会になることをめざします。

（２）助成対象団体

①被差別・社会的マイノリティに対する忌避意識や偏見の克服、差別の解消など、人権問題の解決に役立つ事業に取り組む団体。

②八尾市内で恒常的に人権問題に取り組んでいる非営利の団体（任意団体含む)。

ただし、次の事業は対象としない。ａ．営利を目的とする事業、ｂ．自ら主催実施しない事業、ｃ．政治活動や宗教活動にかかわる事業

（３）助成額

同一団体への助成額は、同一年度上限２０万円まで。

（４）申請資格要件

①法人格は問わない。

②定款・会則等を持ち、責任を持つ役員体制があり、会計の管理ができる団体（規模は問いません）

③助成の対象とならない団体。

ａ．宗教の教義を広め、儀式行事等を行うことを主たる目的とする団体　ｂ．政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体　ｃ．特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ）

⑤暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体

⑥暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体

⑦役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者がいる団体

（５）助成方針等

①当協会の当該事業年度計画の範囲で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定

②実行団体の選定に際しては､理事会にて選定

③事業の実施範囲は当該年度内とする

④本助成金は団体運営のために管理的経費に充てることを可能とする

⑤助成金の支払いは､計画書提出後指定口座に振り込むことにする

⑥年度末に支出明細書と関連する領収証のコピーを添付して報告書を提出すること

⑦支出が助成額を下回る場合は返金すること

⑧一団体への助成は連続では３事業年度までとする

（６）選定について

①公募による選定

②事業の妥当性

被差別・社会的マイノリティ団体であること、またその支援活動に取り組むことが明確であることを示す資料（総会資料、定款に準ずるもの、団体紹介資料等）、および本助成が活動のいずれに該当するかを示す資料を提出し、その活動が被差別・社会的マイノリティに対する偏見や差別、社会的排除をなくし、またその当該当事者がエンパワメントされる事業であるかどうか

③また､他の助成財団から助成等を受けている団体が､同一事業について助成を受けることは可能とする

（７）申請の手続き

①公募は当該年度内の予算の範囲内で随時募集する

②助成を受けようとする団体は、応募に必要な書類を提出

＜申請様式＞

・助成申請書

・団体情報

・使用及び支出予算計画書

・定款（定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体の目的がわかるもの）

（８）助成金の対象経費

①助成対象となる経費は以下の通りとする

謝金、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、人件費（当該事業に従事する業務従事者の給与の一部）など。

②対象外経費について

例：ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金。

会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの。

個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等。

（９）審査結果の通知と公開

事業運営の透明性を確保するため、入力された内容は原則すべて公開対象とする。

(10) 事業完了報告

助成事業終了日から2 週間以内に事業完了報告書の提出すること。（様式４）